

琉球大学学術リポジトリ

米国管理下の南西諸島状況雑件 沖縄における日章旗掲揚問題

| | |
|-------|---|
| メタデータ | 言語: 出版者: 公開日: 2019-02-13 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属: |
| URL | http://hdl.handle.net/20.500.12000/43788 |

楊
楊
林
不
止

日本標準規格 B 5 (十四行郵)
 総理府
 本信室 送付先 外務省 アジア局 第二課長
 事務所は夜美大島の復帰の祝いとて所長お懇切つて
 一月百事務所にて本土各種業者代表より花束奉納者代
 表約百名と招き名刺交換会と開催した。
 本御参考に
 那霸市内状況と字典と教科書

三石吉種の手紙に於ては祝賀式と兩年行水事の如く承
 喝杯也。
 当事務所は夜美大島の復帰の祝いとて所長お懇切つて
 一月百事務所にて本土各種業者代表より花束奉納者代
 表約百名と招き名刺交換会と開催した。

日本標準規格 B 5 (十四行郵)
 総理府
 第二課長
 那英第一子 洋行英文指合字一通
 昭和二十九年一月四日
 那霸日本政府南方連絡事務所長
 沖縄に於ける新年の状況について(報告)
 收賄の事例の当時の新事は昨年之比一段の振り出し
 本州との風景と異なり外公屋が多
 男丸の國旗掲揚の件別添の如く当民半圓政府より各
 種の条件付添して許可された。掲揚の仲介料額は下記
 人ど若アリ掲示料、學校名舎化用件は其受け取ル又何れも元
 日付にて二三日以内に消滅して昨年秋に起きた米井以上各國
 旗幟等の悪戯は内外無事か
 29.1.13 (7)局
 29.1.13 第一課
 0340

C - O - P - Y

UNITED STATES CIVIL ADMINISTRATION OF THE RYUKYU ISLANDS
Office of the Deputy Governor
APO 719

AICA-LO 423

December 29, 1953

SUBJECT: Display of Japanese flag 1 January 1954

TO: Chief Executive
The Government of the Ryukyu Islands

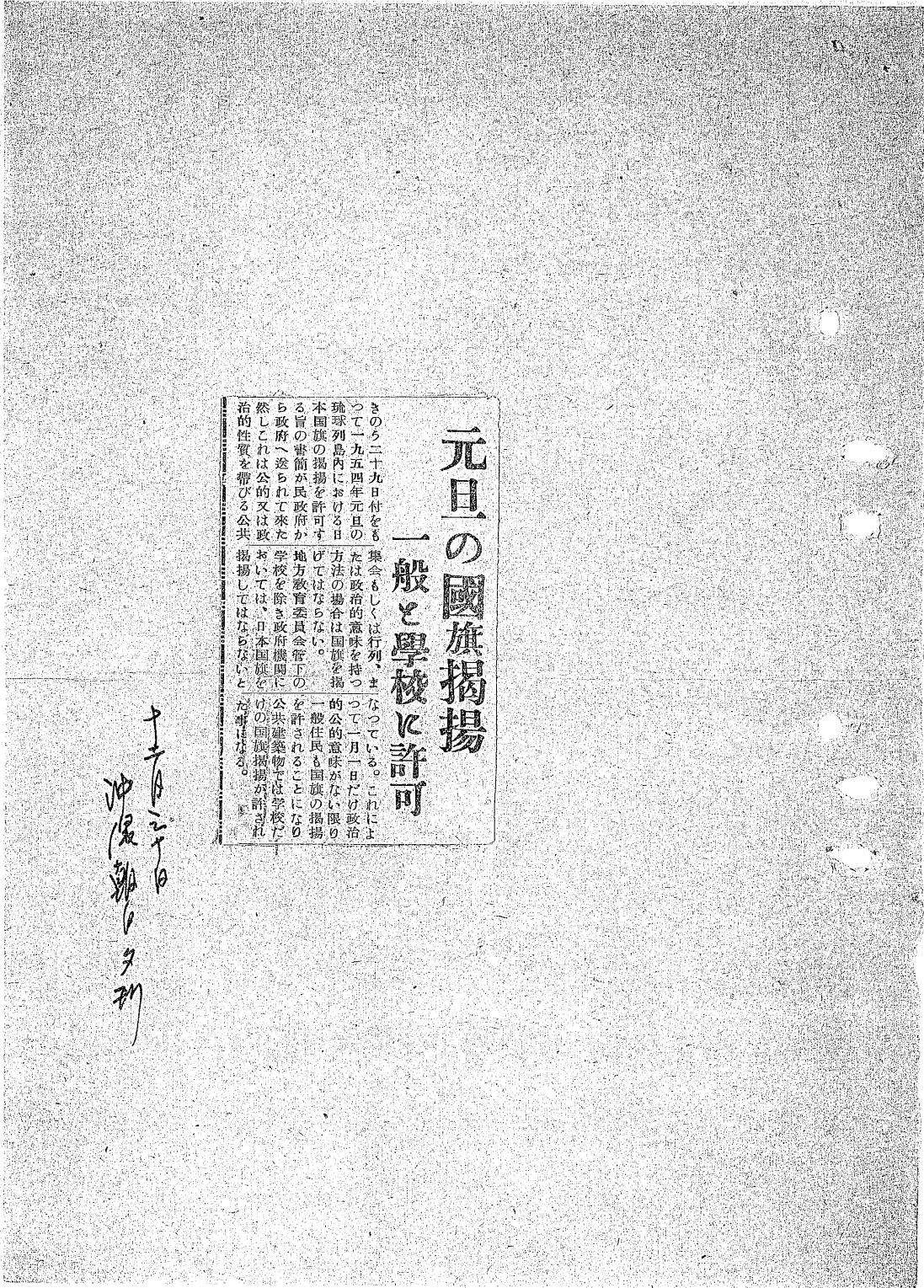
1. Reference is made to your letter file GRI-S-298, dated 24 December 1953, subject: "Display of National Flag of Japan During 1954 New Year Days".

2. It will be permissible to display the Japanese National Flag within the Ryukyu Islands on 1 January 1954, New Year's Day, provided that the flag may neither be displayed at public gatherings or processions of an official or political nature nor in such a manner that it in any way provides political implications. No Japanese flag may be displayed from governmental buildings excepting that school buildings under local school boards may display the flag.

FOR THE DEPUTY GOVERNOR:

W. E. LESSARD JR.
Lt Col Arty
Chief of Admin

C - O - P - Y



Confidential

Desideratum on Reforms in School Education
in the Ryukyu Islands.

1. It is desired that Ordinance No. 165 of the United States Civil Administration of the Ryukyu Islands of March 2, 1957 (Education Code) be revised along the line of the education laws and regulations of Japan.

1) In Section 2, Article 1 of CA Ordinance No. 165, the aims and objectives of education are defined as follows:

"(a) Sound minds in sound bodies, (b) Individuals keenly aware of their own individuality and rights and their correlative duty to respect those of others, (c) Adults fully competent to understand and participate in the processes of government to the fullest extent for the widest possible good, (d) Students interested in world affairs and languages so as to better equip them and their people for a more effective participation in such affairs."

It is desired that the above provisions be revised so as to incorporate the following effect: "The principal objective of education is to bring up respectable nationals who have the consciousness and pride as the Japanese."

2) As to the term of employment of educational personnel, Section 2, Article VII, of the said Ordinance provides:

"Such hiring contracts shall be for a period of one year until such time as a tenure status, as prescribed by the regulations of the Central Board, shall be achieved by the employee." For a principal, the term of service is limited in Section 10 (a) of the same Article as: "No principal shall serve continuously in that capacity in the same school for more than 10 years. The term of service for this purpose shall be counted from the time of his current appointment in the district in which he serves." Similar limitations are imposed on superintendents, assistant superintendents and supervisors for their respective terms of service.

The above provisions have created a discrepancy between the status of the educational personnel in the Ryukyu Islands and that of the educators in Japan proper, and have made the position of Okinawan educators extremely unstable.

3) It is provided in Section 4, Article VIII of the Ordinance that "No elementary school shall enroll more than forty children," while Section 3, Article X stipulates

stipulates that "No senior high school class shall be established with fewer than fifteen students, nor shall more than thirty-five students be enrolled."

It is feared that the enforcement of these provisions may, contrary to their own purposes, cause difficulty in providing adequate education unless steps are taken at the same time to meet the increasing requirement for school facilities and educational personnel.

2. In order to maintain as close relation ship as possible between the education in Japan proper and that in the Ryukyu Islands, it is desired that educational personnel in the Ryukyu Islands will be accorded the same treatment as that of educators in Japan proper; furthermore, the interchange of personnel between the two will also be encouraged.

3. It is desired that the schools in the Ryukyu Islands be allowed to hoist Japanese national flags.

学校教育改革に関する琉球諸島住民の要望

私は琉球諸島の住民は、これら諸島における学校教育の種々なる改革について真摯なる希望を抱いており最近文部大臣松永東氏を通じ私に、本件に関する要望書を提出しましたことを申し上げたいと存じます。米国の関係当局がかれらの要望を御研究下さるならばはなはだ幸甚と存じます。

四月三日一八九八年正月一日
（末尾）
（甲子）

Confidential

Desire of Inhabitants in the Ryukyu
Islands for Reforms in School Education

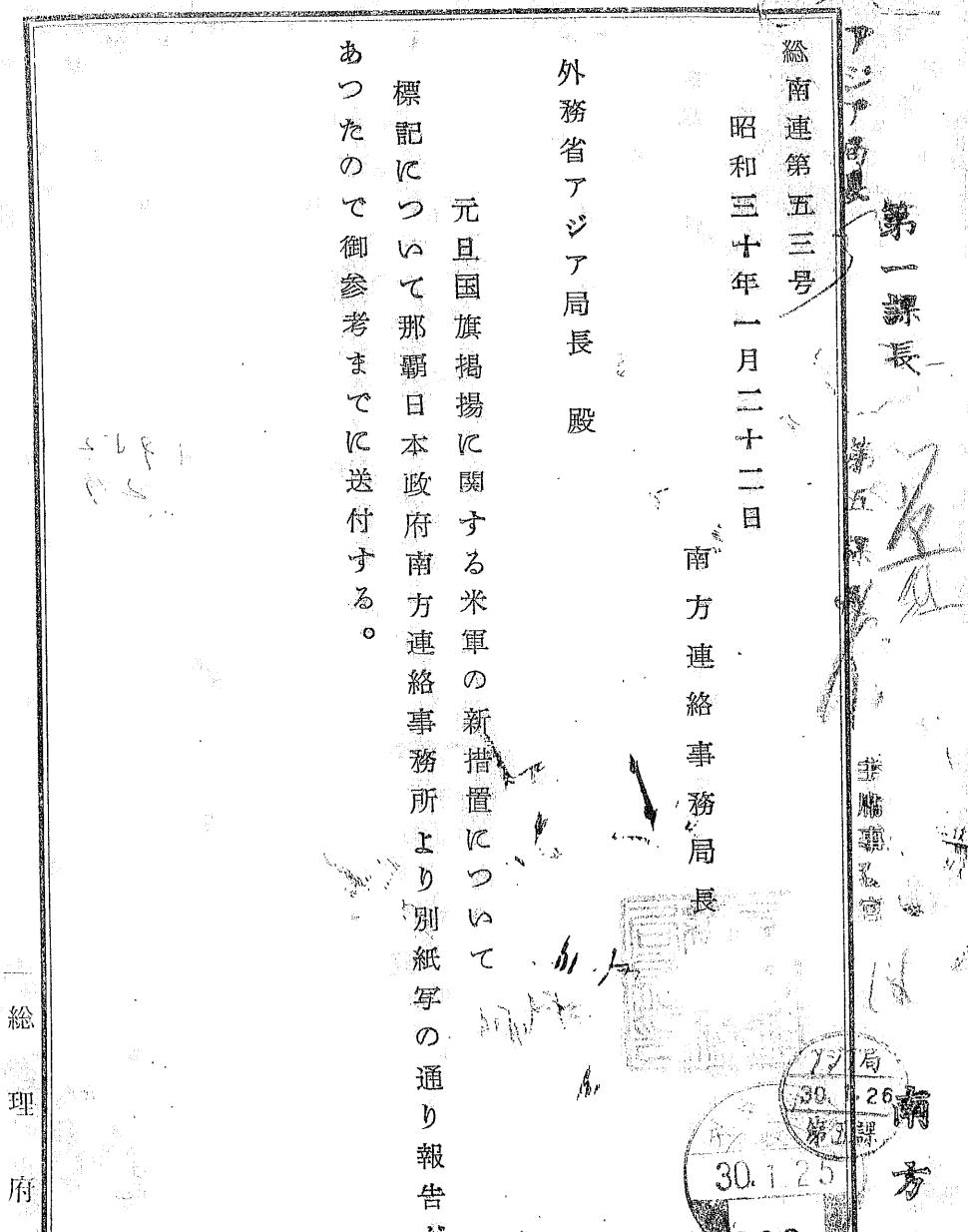
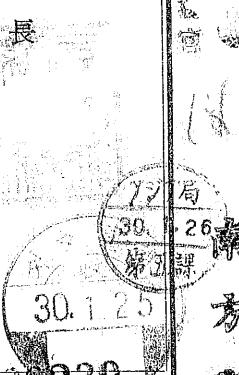
I wish to mention that the inhabitants of the Ryukyu Islands have an earnest desire for various reforms in school education in the Islands and recently have submitted me a desideratum on the matter through the Minister for Education Mr. To Matsunaga. It would be very much appreciated if the authorities concerned of the United States would be good enough to study their desires.

総南連第五三号

昭和三十年一月二十二日

外務省アジア局長 殿

元旦国旗掲揚に關する米軍の新措置について
標記について那覇日本政府南方連絡事務所より別紙写の通り報告が
あつたので御参考までに送付する。



那第二〇号

昭和三十年一月十二日

那覇日本政府南方連絡事務所長

南方連絡事務局長 殿

元日国旗掲揚に関する米軍の新措置

米国民政府は一九五三年元旦に初めて国旗の掲揚を許したのみであるが、これには布令第一号第二部第二章安全に対する罪の項(二二二)「ナキニコニハ改正ナガ」による制限が附けられ即ち公的或は政治的性質を帯びる集会、行進及び政府庁舎を除き元日当日に限り学校一般家庭での掲揚を許すと言うことであった。然る日本年元旦にも例年同様掲揚許可方の琉球政府の要請に対し民政府は今回は一般家庭での一日限りの掲揚を許可し結局これ迄許されていた学

総理府

校にはこれを認めなかつた。」

一九五三年の元旦に初めて掲揚を許された時の住民の感激は例えようのない程であつて当時国旗の購入は各学校を通じて沖縄教職員会で斡旋したが終戦八年目はじめて『日の丸』を手にした児童生徒等は十二月の二十八、九日頃からこれを門口に立て、又前に本土の篤志家から学校用の大国旗が數十旒贈られてきたがその寄贈をうけた学校では急ごしらえの掲揚台をしつらえて元旦を待ち当日は『君が代』の奏楽裡に国旗を掲揚、職員、児童、父兄が感激の涙を浮べていたといふ。

翌五十四年も同様各民家と学校は国旗を掲揚して感激深く新年を祝つたものでその喜びは本土同胞の間にも伝えられ国旗に対する意識は本土よりも遙かに沖縄の方が強いとされいわれるようになつた。同年末日本建国青年会は沖縄の学校への国旗寄贈運動を展開し旧う大国旗三百旒を贈つて來たので沖縄青年連合会によつて国旗は各

学校へ配付され本土同胞のとの挙は当地各新聞に報道せられ学校は勿論一般住民に感謝された。然るに之に神経を尖らせた民政府は今年元旦は学校での掲揚を禁じ一般家庭のそれも一日と限定したので各学校、特に今回新たに寄贈をうけた学校をいたく失望せしめた外巷間にも種々取沙汰せられ前記三百旒の国旗寄贈の新聞記事が祟つたのだとするものあり又は元日のみに限られた制限を守らなかつたからだとするものもあり又は米側は民族意識の喚起せられるのを虞れて居ると為すもの或は比嘉主席の頑張り方の足らざりしを非難する声もあるが去る十一月沖縄戦災校舎復興会長沢敬三氏来島の際糸満小中学校の全生徒二千餘名が各自日章旗を携へて出迎へした事件があり幸に新聞発表は当事務所の依頼で差止め得たが或は米側の知る所となつて其神経を刺戟した結果今回の措置の一因となつたものかとも臆測せられる。

總理府

（別紙として提出すべき英文邦訳）

琉球諸島における学校教育改革に関する要望

一九五七年三月二日付琉球列島米国民党政府の布令第一六五号「教育法」は日本國の教育法令の線に沿つて改正されることが望ましい。

（理由）

A 右「教育法」第一条第二項は、(a)健全な身体及び健全な精神、(b)個性及び個人の権利を強く意識すると同時に他人の個性及び権利を尊重する義務の念の強い個人、(c)公衆の最大の福祉のために政府の諸活動を理解し、また、それに参加するために充分な能力を有する成人、(d)世界の事柄に一層効果的な貢献をするために自己及び他人を一層よく準備できるよう、世界事情と言語に興味を有する学生、を育成することを教育の目的として規定しておりますが、右は、日本人たる自覚と誇りを有する、尊敬に値する國民の育成を教育の主要目的として包含するように改正されることが望ましい。

B 教育職員の雇傭期間について、右教育法第七条第二項は、「かかる雇傭期間は、被雇傭者が、中央委員会の規則により規定された長期任期の資格条件に達するまでは、一年とする。」と規定し、

校長について同章第十条（a）は、「校長は、校長として同一学校に五年以上継続的に勤務することができない。また、同一地方教育区に校長として十年以上勤務することはできない。この目的のための勤務期間は、当該校長が勤務する地方教育区における任命のときから起算する。」と規定し、更に教育長、教育次長、指導主事の任期にも同様の制限を課しております。

右の規定は、琉球諸島における教員の身分と、日本本土における教員の身分との間に、甚しい差異を生ぜしめ、沖縄人たる教員の地位を、甚しく不安定なものにいたしました。

C 同布令第八条第四項は、「小学校の一学級の在籍は四十人以下とする。」と規定し、且、第十条第三項は、「高等学校の一学級の在籍は、十五人を下らずまた三十五人をこえてはならない。」と規定しております。しかしながら、この規定どおりに実施した場合、学校の施設及び教員に対する増加する要求に応ずるような措置が採られざる限り、かえつて本来の趣旨に反して、充分な教育を行うことが難しくなる懼れがあります。

日本本土における教育と琉球諸島における教育との間にできるだけ密接なる関係を維持するため、琉球諸島における教員は日本本土における教員に与えられているのと同様の待遇が与えられ且つ双方の間の人事の交流が奨励されることが望ましい。

琉球諸島における学校は、日本国旗を掲揚することを許されるとが望ましい。

沖教職第155号

1959年1月7日

34年

高等弁務官
ドナルド・P・ブース 中将 殿

沖縄教職員会
会長 屋良朝苗

学校における国旗掲揚について

やがて新しい1960年の元旦を迎えると
しています。このめでたい門出を心から祝福し
喜びと希望に満ちた平和な年でありますように
願わざにはいられません。

そこで私たち沖縄の教師は、児童、父兄と共に
に新年には日の丸を学校に掲揚して喜びを分か

合いたいと思つております。これまで家庭では
戸毎に掲揚できるのに学校の場合は布令で必ず
しも自由でないようなことで非常に暗い気持に
かられています。布令の規定によ
りますと政府の庁舎又は構内で掲揚できない
ようになつておりますが、学校が政府庁舎でな
いことは1953年5月21日付各学校長あて
の文教局長からの依命通知「米琉親善行事への
参加並びに日の丸掲揚について」によつて明ら
かであります。即ちこの通知には「日本国旗は
政府（市町村を含む）の業務が行われている建
物以外のものに掲揚することができる。即ち学
校では政府業務が行われているとは思料されな
いので学校は教室又は掲揚台の何れでも国旗を
掲揚することができる。」として学校での掲揚

は自由であると認可されました。

又「各学校で国旗を自由に掲揚していいものと解釈して差し支えないか」という本会からの疑義照会に対して法務局では1959年4月4日付で「政治的意味を伴わない使用以外の場合を一般的に禁止する趣旨の規定であると解されるので学校での国旗掲揚については、充分留意されたい」というだけの回答で決して禁止はないとの伺えます。

私たちは、国旗というのは民族の象徴であると考えておりますので日の丸を掲げて正月をお祝いしたいということはごく自然なことであり決して政治的性質のものではありません。家庭では自由であるのに学校だけが許されないという理由はないと思いますので布令の規定か

ら当然自由掲揚ができるものと解釈しているのあります。そこで現在のこの規定内で、学校での掲揚が自由であるか、どうか、もつと疑義を明らかにもらいたいのであります。

もし、かりに学校での掲揚を禁止しているものがありましたら、元旦には各学校でも国旗掲揚ができますように御許可下さいますようお願い致します。

御回答をお待ちしております。

UNITED STATES CIVIL ADMINISTRATION OF THE RYUKYU ISLANDS
Office of the Civil Administrator
APO 331

HCRI-LO

Dec. 23, 1959

Dear Mr. Yara:

I am in receipt of your letter of December 7, 1959, which raises the question of display of the Japanese flag over school buildings in the Ryukyu Islands. The position you have advanced has been given considerable study by qualified attorneys familiar with international law and customs. They have advised me that it is their opinion that school buildings of the Government of the Ryukyu Islands and school buildings of the union high school districts and of the school districts are "government buildings" for the purpose of and within the meaning of Section 2.2.20, Chapter I, Part 2, CA Ordinance 144. Consequently, under these provisions, no flag or colors of any nation other than the United States may be flown from such school buildings except with the specific approval of the High Commissioner.

Accordingly, I am sure you will understand that under the existing circumstances the request you have made cannot be granted.

Sincerely,

EUGENE A. SALET
Colonel Inf
Executive Officer

Mr. Chobyo Yara,
President,
Okinawa Teachers' Association,
Naha, Okinawa.

CA ORDINANCE
No. 144

16 March 1955

CODE OF PENAL LAW AND PROCEDURE

2.2.20 No flag or colors of any nation other than the United States may be flown from or displayed in government buildings or premises, or displayed at any public gatherings or processions of an official or political nature, except with the specific approval of the Deputy Governor. The foregoing shall not be construed to prohibit the display of the flag of any nation in private houses or private gatherings provided such display does not provide political significance. Any person who violates the provisions of this section shall, upon conviction, be fined not more than ¥10,000 or imprisoned for not longer than six months, or both.

沖教職第一五五号

一九五九年十二月七日

沖縄教職員会会長 屋 良 哲 苗



34

高等弁務官

トナールド・P・アーヴィ中将

殿

学校における国旗掲揚について
やがて新しい一九六〇年の元旦を迎えるとしています。

このめでたい門出を心から祝福し、喜びと希望に満ちた平和な年

でありますように願わざにはいられません。

そこで私たち沖縄の教師は、児童、父兄と共に新年には日の丸を学校に掲揚して喜びを分ち合いたいと思つております。これまでも家庭では戸毎に掲揚できるのに学校の場合は布令で必ずしも自由でないようことで非常に暗い気持ちにかられているところであります。布令の規定によりますと政府の庁舎又は構内で掲揚できないようになつておりますが、学校が政府庁舎でないことは一九

総理府

五三年五月二十一日付各学校長宛の文教局長からの依命通知「米琉親善行事への参加並びに日の丸掲揚について」によつて明らかであります。即ちこの通知には「日本国旗は政府（市町村を含む）の業務が行われている建物以外のものに掲揚することができる。即ち学校では政府業務が行われているとは思料されないので学校は教室又は掲揚台の何れでも国旗を掲揚することができます。」として学校での掲揚は自由であると認可されました。

又「各学校で国旗を自由に掲揚していいものと解釈して差し支えなかいか」という本会からの疑義照会に対し法務局では一九五九年四月四日付で「政治的意味を伴わない使用以外の場合を一般的に禁止する趣旨の規定であると解されるので学校での国旗掲揚については、充分留意されたい」というだけの回答で決して禁止はしないと伺えるのであります。

私たちは、国旗といふのは民族の象徴であると考へておりますので日の丸を揚げて正月をお祝いしたいということはごく自然なことであり、決して政治的性質のものではありません。

家庭では自由であるのに学校だけが許されないという理由はない
と思いますので布令の規定から当然自由掲揚ができるものと解釈
しているのであります。そこで現在のこの規定内で、学校での掲
揚が自由であるか、どうか、もつと疑義を明らかにしてもらいた
いのであります。

もし、かりに学校での掲揚を禁止しているものでありましたら、
元旦には各学校でも国旗掲揚ができますよう御許可下さいます
ようお願い致します。

御回答をお待ちしております。

COPY

UNITED STATES CIVIL ADMINISTRATION OF THE RYUKYU ISLANDS
Office of the Civil Administrator
APO 331

HCRI-LO

Dec. 23, 1959

Dear Mr. Yara:

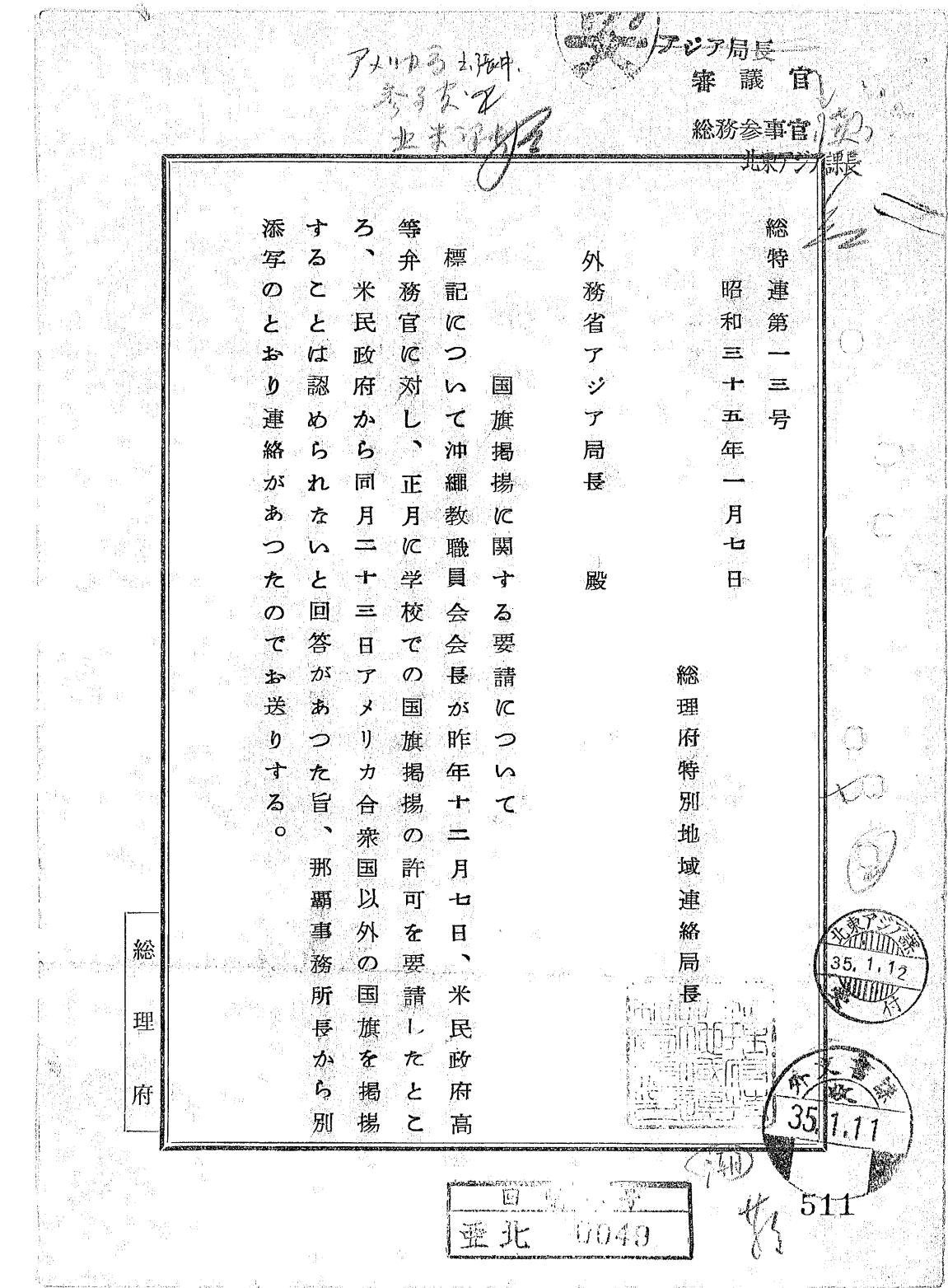
I am in receipt of your letter of December 7, 1959, which raises the question of display of the Japanese flag over school buildings in the Ryukyu Islands. The position you have advanced has been given considerable study by qualified attorneys familiar with international law and customs. They have advised me that it is their opinion that school buildings of the Government of the Ryukyu Islands and school buildings of the union high school districts and of the school districts are "government buildings" for the purpose of and within the meaning of Section 2.2.20, Chapter I, Part 2, CA Ordinance 144. Consequently, under these provisions, no flag or colors of any nation other than the United States may be flown from such school buildings except with the specific approval of the High Commissioner.

Accordingly, I am sure you will understand that under the existing circumstances the request you have made cannot be granted.

Sincerely,

EUGENE A. SALET
Colonel Inf
Executive Officer

Mr. Chobyo Yara, President
Okinawa Teachers' Association
Naha, Okinawa



アジア局長
官員事務総務参謀北東アジア

那第一三五八号
昭和三十四年十二月二十八日

那覇日本政府南方連絡事務所長



總理府特別地域連絡局長 殿

国旗掲揚に關する要請について

沖繩教職員会では、本年も昨年と同様（昭和三十三年九月八日付摺信那第七三五号参照）別添十一月七日付文書を以つて米民政府高等弁務官に対し「正月に学校での国旗掲揚を許可してほしい」旨を要請したところ、十二月二十三日付別添文書を以て米民政府より「布令第一四四号二ノ二ノ二〇によりアメリカ合衆国以外の国旗を、琉球政府の建物（公立学校校舎を含む）に掲揚することは認められない」旨回答があつた。

總理府

本件に關する布令第一四四号ノ二ノ二〇は摺信昭和三十三年九月八日付那第七三五号を以つて送付済のものであるので、念の為申し添える。（別添文書あり）

本信写送付先

外務省アジア局長



外務省アジア局長
田中孝子

アジア局長
審議官
総務参事官
北東アジア課

北東アジア課
那 第 540 号
昭和35年6月23日

総理府特別地域連絡局長 殿

那覇日本政府南方連絡事務所長

アイゼンハーウー米大統領来島時の日本国旗侮辱の
風評について
等

標記の件について、6月22日付当地の新聞は6月19日アイゼンハーウー大統領来島時、琉大学生会の所持する日本国旗が米兵に奪い取られたと報じており日本本土においても通信されている由であるが、現在までのところ事実の有無は明らかでない。

以下参考までに報告する。

第1 日本国旗に対する侮辱行為の風評について

1. 祖國復帰協議会の役員は本件につき23日次のように語つてゐた。
祖国復帰協議会では21日午後2時から官公労本部で執行委員会を開き19日行われたア大統領に対する請願デモの反省会を行った。その席上、琉大新聞部の持つていた日本国旗が警備に当つ

ていた米兵に奪い取られた問題が提議されたもので、琉大新聞部学生の話によるとリウボウ（琉球貿易）前で米兵に通行を阻まれてもみ合つた際に持つていた日の丸の旗を米兵に奪い取られ、背後に停車中の護送車の中に投げ込まれたとのことでわれわれ（復帰協）としても国旗の問題は重大であるので慎重を期する積りだ。国旗が奪われた事実が明らかとなれば復帰協は米軍に抗議すると語つており、現在復帰協が事実調査に当つている段階で、詳細は明らかでないが、目撃者あるといつてゐるので近いうち結論がでよう。

2. 復帰協の執行委員会で持出された国旗の問題は以上のとおりであるが、本件については疑問点がないわけでもない。乃ち

(1) 琉大学生会では21日午後1時から国会乱斗事件で死亡した樺美智子さんの死を悼む抗議大会を開いたが、その席上国旗問題は全然取り上げられていない。

(2) ア大統領来島の際の歓迎は相当の人出であり、国旗が奪われ、もしくは破棄されるという事態は衆人の中で行われた筈であるのに当日は勿論翌日に於て全然問題とされていなかつた。

しかし、19日当日、学生、労組のデモ隊と米兵及び警官とのもみ合いが2、3ヶ所で行われ、中でも琉大生、沖青協、社会党、人民党などの位置する地点でデモ隊がプラカードを用いて米兵や警官に抵抗したためこれを取り上げられた事実はあつた。



回覧番号
1357

6月
局長附

総理府

第2 請願デモに対する復帰協の反省について、この問題について復帰協の役員は22日次のように語つていた。

われわれ（復帰協）は請願デモに対する世論の反響を気にしている。主席室に面した政府前広場での渦巻行進は事前に予定されていたものではない。米軍の武装兵が小銃に着剣というものものしい警備陣を布いたのに刺戟され、それに対する反感から強い請願デモに出たものである。

いろいろ批判もあるがあの位の意思表示の仕方でなければ効果はない。たゞ沿道に整列して日本の国旗を振る程度では意味がなかつたと思う。

第3 祖国復帰協議会の主席に対する申し入れについて

復帰協では大田主席が19日ア大統領と会談した際、祖国復帰を強く要請しなかつたとして不満の意を示し、22日代表が主席に面会して抗議したところ大田主席は、ア大統領に渡したメモセージの中で復帰問題には触れており、あの程度で十分住民の支持は得られるものと語つた趣である。

本信等送付先

外務省アジア局長

警察庁警備局長

九州管区警察局長

- (1) **米側七刺戰社と検察 543**
 琉球への最近の事例。
 (北東アジア課)
 (25.8.4)
- (1) 日の丸に付指揮官事見送り
 34年度文部省派遣教育指導主事一行九
 (任務終了)。本年3月那覇総行場より出発の際。
 ラミルに付の日の丸を手にした生徒等数名によ
 て盛大に見送りを受けた(那覇市内の被指導校の
 生徒代表と学校関係者教職員会代表等参加した
 もと相次ぎ43人、数は不名)。
- 又際、スリセン詩内より帰途、琉球に立
 着したマッカーサー、駐日米大使と同一飛行機に乗
- (2) 合七、米軍民政府関係官一同飛行場見送り。
 末合七、舟、米側にか、黒様感にて受けた様様
 (在那覇佐藤南連隊長談話による)
 (3) 和国復帰協議会教職員の参加。
 琉球、政党、各種団体等とも、本年4月28
 日、和国復帰協議会九時半～十時半、17会には
 琉球自民党が不参加外は、民連、社大党、琉球協中
 市町村議長会、原北議長や左宗川の政党団体など
 29日、琉球教職員会も有り×1人～L2参加12人。
 (4) 琉大学生に付モ事件。
 アイセンハイマー
 本年6月19日、米大統領訪琉の際上記
 和国復帰協議会が琉球政府ビル(民政省同居)
- (5) **アジア局長
審議官
北東アジア課**
- (6) **アジア課務省
第8課
局長附**

近辺の沿道2.日の丸を手に所謂親日復帰請願行

を行、た。右請願行為教職員会の一部が参加した趣

(瑞大学生会)
2.去了大、神羅、軍官及武裝士兵の

向の衝突に付。(2)教職員が自捕競争合ひに參

加したか否かは不明。
3. (日下調査中.)

(2) 国旗掲揚を高等弁務官へ審請。

昭和13年1月22日30. 神羅教職員会

1. 屋良会長名付、2. 日下12月7日未だ一回率す。

翌日1.2月1.正月に去り学校にて国旗掲揚許可

審請いた。
米取府12月23日布令第144号

2. 2020年1月1日國以外の国旗を瑞封政府の建物(公立學

校・舎舎)に掲揚する事准許(同上)

備註(同上)又は行司の使用を認めたる者に准許(同上)

(木) 日教組×神羅教職員会合意

日教組中央委員会本年7月28日、神羅

教職員会(会員8千名)以代表と日教組中央委員会、

教研会下記に出席出席せしも了承と決定したる時刻

将来神羅教職員会と日教組に加入せしも了承

力にて決定した。
(29日、讀売紙等報道)。神羅側

a 24か 1912年1月未詳。

外務省

中華語(6)題12月3日宇山、キット会談。
35-9-15
(一部抜粋)。

宇山 先日、11月1日正午1時～13時15分
21日正月に玉旗九場揚文書3封を
得て、之にS+Tとの連絡を取つたが、
日本明治以来の習慣で正月元日は
学校で玉旗九場揚文書せざる。1年元旦1日
大忙しうつむから是非御考慮下さいと
頼んである。そこで、正月2日には立派
な新年の挨拶を送り、また2月要請してお
日本側が頑張ることを玉旗九場揚文書に記述
した上に押印する事。USCARも8月27日

外務省

今が十二月三日が3.3月11本件につき
21日正月に玉旗九場揚文書
中國人感情は丁度3月の意味で力不足。
下)6題左と同様にて記載する所。
右) 同じは日本人が玉旗九場揚文書にて
人程12月重慶にてと3月2日、12月3日
新嘉坡の慣習等につき説明する所。
初めて本件の意味が少々力不足。2月卓1月P.47
一月大便帰京上、大使指示を仰り、
2月東京に移る。すなはち1月2月の正月の
の意義があらうなうけ、中國の慣習等を12
月23日より1月11日迄は玉旗九場揚文書

外務省

支那の外洋貿易と通商政策

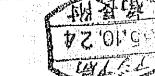
| 年 | 輸出額 | 輸入額 | 貿易差 |
|-------|-----|-----|-----|
| 1913 | 100 | 100 | 0 |
| 1914 | 100 | 100 | 0 |
| 1915 | 100 | 100 | 0 |
| 1916 | 100 | 100 | 0 |
| 1917 | 100 | 100 | 0 |
| 1918 | 100 | 100 | 0 |
| 1919 | 100 | 100 | 0 |
| 1920 | 100 | 100 | 0 |
| 1921 | 100 | 100 | 0 |
| 1922 | 100 | 100 | 0 |
| 1923 | 100 | 100 | 0 |
| 1924 | 100 | 100 | 0 |
| 1925 | 100 | 100 | 0 |
| 1926 | 100 | 100 | 0 |
| 1927 | 100 | 100 | 0 |
| 1928 | 100 | 100 | 0 |
| 1929 | 100 | 100 | 0 |
| 1930 | 100 | 100 | 0 |
| 1931 | 100 | 100 | 0 |
| 1932 | 100 | 100 | 0 |
| 1933 | 100 | 100 | 0 |
| 1934 | 100 | 100 | 0 |
| 1935 | 100 | 100 | 0 |
| 1936 | 100 | 100 | 0 |
| 1937 | 100 | 100 | 0 |
| 1938 | 100 | 100 | 0 |
| 1939 | 100 | 100 | 0 |
| 1940 | 100 | 100 | 0 |
| 1941 | 100 | 100 | 0 |
| 1942 | 100 | 100 | 0 |
| 1943 | 100 | 100 | 0 |
| 1944 | 100 | 100 | 0 |
| 1945 | 100 | 100 | 0 |
| 1946 | 100 | 100 | 0 |
| 1947 | 100 | 100 | 0 |
| 1948 | 100 | 100 | 0 |
| 1949 | 100 | 100 | 0 |
| 1950 | 100 | 100 | 0 |
| 1951 | 100 | 100 | 0 |
| 1952 | 100 | 100 | 0 |
| 1953 | 100 | 100 | 0 |
| 1954 | 100 | 100 | 0 |
| 1955 | 100 | 100 | 0 |
| 1956 | 100 | 100 | 0 |
| 1957 | 100 | 100 | 0 |
| 1958 | 100 | 100 | 0 |
| 1959 | 100 | 100 | 0 |
| 1960 | 100 | 100 | 0 |
| 1961 | 100 | 100 | 0 |
| 1962 | 100 | 100 | 0 |
| 1963 | 100 | 100 | 0 |
| 1964 | 100 | 100 | 0 |
| 1965 | 100 | 100 | 0 |
| 1966 | 100 | 100 | 0 |
| 1967 | 100 | 100 | 0 |
| 1968 | 100 | 100 | 0 |
| 1969 | 100 | 100 | 0 |
| 1970 | 100 | 100 | 0 |
| 1971 | 100 | 100 | 0 |
| 1972 | 100 | 100 | 0 |
| 1973 | 100 | 100 | 0 |
| 1974 | 100 | 100 | 0 |
| 1975 | 100 | 100 | 0 |
| 1976 | 100 | 100 | 0 |
| 1977 | 100 | 100 | 0 |
| 1978 | 100 | 100 | 0 |
| 1979 | 100 | 100 | 0 |
| 1980 | 100 | 100 | 0 |
| 1981 | 100 | 100 | 0 |
| 1982 | 100 | 100 | 0 |
| 1983 | 100 | 100 | 0 |
| 1984 | 100 | 100 | 0 |
| 1985 | 100 | 100 | 0 |
| 1986 | 100 | 100 | 0 |
| 1987 | 100 | 100 | 0 |
| 1988 | 100 | 100 | 0 |
| 1989 | 100 | 100 | 0 |
| 1990 | 100 | 100 | 0 |
| 1991 | 100 | 100 | 0 |
| 1992 | 100 | 100 | 0 |
| 1993 | 100 | 100 | 0 |
| 1994 | 100 | 100 | 0 |
| 1995 | 100 | 100 | 0 |
| 1996 | 100 | 100 | 0 |
| 1997 | 100 | 100 | 0 |
| 1998 | 100 | 100 | 0 |
| 1999 | 100 | 100 | 0 |
| 2000 | 100 | 100 | 0 |
| 2001 | 100 | 100 | 0 |
| 2002 | 100 | 100 | 0 |
| 2003 | 100 | 100 | 0 |
| 2004 | 100 | 100 | 0 |
| 2005 | 100 | 100 | 0 |
| 2006 | 100 | 100 | 0 |
| 2007 | 100 | 100 | 0 |
| 2008 | 100 | 100 | 0 |
| 2009 | 100 | 100 | 0 |
| 2010 | 100 | 100 | 0 |
| 2011 | 100 | 100 | 0 |
| 2012 | 100 | 100 | 0 |
| 2013 | 100 | 100 | 0 |
| 2014 | 100 | 100 | 0 |
| 2015 | 100 | 100 | 0 |
| 2016 | 100 | 100 | 0 |
| 2017 | 100 | 100 | 0 |
| 2018 | 100 | 100 | 0 |
| 2019 | 100 | 100 | 0 |
| 2020 | 100 | 100 | 0 |
| 2021 | 100 | 100 | 0 |
| 2022 | 100 | 100 | 0 |
| 2023 | 100 | 100 | 0 |
| 2024 | 100 | 100 | 0 |
| 2025 | 100 | 100 | 0 |
| 2026 | 100 | 100 | 0 |
| 2027 | 100 | 100 | 0 |
| 2028 | 100 | 100 | 0 |
| 2029 | 100 | 100 | 0 |
| 2030 | 100 | 100 | 0 |
| 2031 | 100 | 100 | 0 |
| 2032 | 100 | 100 | 0 |
| 2033 | 100 | 100 | 0 |
| 2034 | 100 | 100 | 0 |
| 2035 | 100 | 100 | 0 |
| 2036 | 100 | 100 | 0 |
| 2037 | 100 | 100 | 0 |
| 2038 | 100 | 100 | 0 |
| 2039 | 100 | 100 | 0 |
| 2040 | 100 | 100 | 0 |
| 2041 | 100 | 100 | 0 |
| 2042 | 100 | 100 | 0 |
| 2043 | 100 | 100 | 0 |
| 2044 | 100 | 100 | 0 |
| 2045 | 100 | 100 | 0 |
| 2046 | 100 | 100 | 0 |
| 2047 | 100 | 100 | 0 |
| 2048 | 100 | 100 | 0 |
| 2049 | 100 | 100 | 0 |
| 2050 | 100 | 100 | 0 |
| 2051 | 100 | 100 | 0 |
| 2052 | 100 | 100 | 0 |
| 2053 | 100 | 100 | 0 |
| 2054 | 100 | 100 | 0 |
| 2055 | 100 | 100 | 0 |
| 2056 | 100 | 100 | 0 |
| 2057 | 100 | 100 | 0 |
| 2058 | 100 | 100 | 0 |
| 2059 | 100 | 100 | 0 |
| 2060 | 100 | 100 | 0 |
| 2061 | 100 | 100 | 0 |
| 2062 | 100 | 100 | 0 |
| 2063 | 100 | 100 | 0 |
| 2064 | 100 | 100 | 0 |
| 2065 | 100 | 100 | 0 |
| 2066 | 100 | 100 | 0 |
| 2067 | 100 | 100 | 0 |
| 2068 | 100 | 100 | 0 |
| 2069 | 100 | 100 | 0 |
| 2070 | 100 | 100 | 0 |
| 2071 | 100 | 100 | 0 |
| 2072 | 100 | 100 | 0 |
| 2073 | 100 | 100 | 0 |
| 2074 | 100 | 100 | 0 |
| 2075 | 100 | 100 | 0 |
| 2076 | 100 | 100 | 0 |
| 2077 | 100 | 100 | 0 |
| 2078 | 100 | 100 | 0 |
| 2079 | 100 | 100 | 0 |
| 2080 | 100 | 100 | 0 |
| 2081 | 100 | 100 | 0 |
| 2082 | 100 | 100 | 0 |
| 2083 | 100 | 100 | 0 |
| 2084 | 100 | 100 | 0 |
| 2085 | 100 | 100 | 0 |
| 2086 | 100 | 100 | 0 |
| 2087 | 100 | 100 | 0 |
| 2088 | 100 | 100 | 0 |
| 2089 | 100 | 100 | 0 |
| 2090 | 100 | 100 | 0 |
| 2091 | 100 | 100 | 0 |
| 2092 | 100 | 100 | 0 |
| 2093 | 100 | 100 | 0 |
| 2094 | 100 | 100 | 0 |
| 2095 | 100 | 100 | 0 |
| 2096 | 100 | 100 | 0 |
| 2097 | 100 | 100 | 0 |
| 2098 | 100 | 100 | 0 |
| 2099 | 100 | 100 | 0 |
| 20100 | 100 | 100 | 0 |

外 海 省

在日米

大蔵大臣
大臣秘書官
次官
アジア局長
外務省成田
北京アジア課
沖縄における日本民族掲揚
に関する件
1935-10-24
1. 今坂大臣は、9月12日ワシントンにて11月11日
-12-13に於ける会合にて、
本人の習慣は往々正月には小学校にて日本民族の掲
揚を許すところによると考慮して禁じた。
と申入れ、11月11日は「沖縄住民の福祉増進
会」、5歳児から努力(大)。不掲揚掲揚の問題は
初耳であるが、検討(大)と答えた。
2. 沖縄住民の福祉増進会開催の日本側の懸
念

3327



案が既に解決(後説参照)した=の所、日本

民族掲揚の問題は11月12日、米側との間に次の

商談により交渉を進めた=也と要請した。

その間概要は

(1) 正月元日大(11月12日)、各学校にて日本民族

を掲揚させること。(後説参照) 1月1日=PE>

2.掲揚を認めた際、沖縄住民が民族の尊

みを失くさずため、米側がその確認

の方法(大)。以後は二年を最大限に遵守す

ることとした。)

(2) 上記(1)は11月3日発表と沖縄方面へ

(11月13日)前に発表すること。

本件は沖縄人の事情=訴え3点=3点のため

外務省

大きさ。よって本件を太田主席の審議にて
了承するにいたりたる発表すれば、路透等
はおなじ影響をもたらすすべく、おなじ沖縄
に関する日米協力が円満に行われることある
ことを示すこととする。

(三) 沖縄に関する日米協力

1. 教育指導委員の派遣 (10月12日)
2. 西表島農業調査 (11月初 日米調査の結果報告)
3. モデル水壟施設 (11月初 水壟方技術生地)
4. モデル農場 (本年6月農耕省技術生地, 日農
農場設置に関する3回目打合せ中)

外務省

5. 無医村への医療援助 (本年度15名の医師)

新規小島嶼巡回巡回(3ヶ月)を実施

明年度5名追加する予定, 11月初発表の予定

6. 市外料及びレント專門医の派遣

(11月初発表したと考へ, 12月打合せ中)

なお石川市ニエット様被害者補償問題は, 10
月20日懇意中の反傷者の件もすべて解決した。

外務省

大臣 アメリカ局長 アジア局長
 外相秘書官
 事務次官 **報告**
 参事官 宇山参事官
 外務審議官 法規課 北米課長 北東アジア課長
 日本国旗掲揚問題及び本土
 沖縄間マイクロ回線開設について
 昭和35年10月27日
 北東アジア課
 10月26日 **アジア年** 宇山参事官は在東米大使館にて
 マイケル書記官(サマリル書記官同道)と来訪を
 求め、本件に関する要旨次の通り会談を行った。
 (高島、沖縄市)
 1. 沖縄の学校における国旗掲揚申請に関する
 件
 宇山参事官より、スマーリー書記官に対する
 言

3523

1. 沖縄住民が日本国旗を掲揚したい旨、要
 望については、過般小坂大臣の渡米際に9月
 12日ハーラー國務長官に對し好意的配慮を要望
 された。
 之もとも沖縄の學校にて国旗掲揚が
 許可されたのは、1953年及び54年のみで、1955年
 以降は許可されていない。前総理及く
 前藤山外務大臣が、それぞれ1956年及び57年
 において本問題をとりあげて、未首脳部と語
 合いされたり至る。
 沖縄住民の福祉向上に関する諸種の計
 画に關する貴方との協力についても、日本のど
 外務省

3
うちか一方か要望したところか、相手方に上て
大体受け入れられ実施。緒についた際、
本件について米側の配慮を望みだ。

日本政府としては、すべて祝祭用に沖縄
の学校で日本国旗を掲揚するとか出来
ただけ、米側当局が許さないことが望ましい
と考える。(かくから米側において國
旗掲揚を許さない回数があまり多くあると
と考えるならば、毎年元旦だけでも国旗掲揚
を自由に許可するより配慮願いたい。

以上、米側当局が本件に関する沖縄
住民の要望を入れ、その旨を沖縄の立法院議

外務省

4
貞送奉(11月13日)、先立て公表されねばならぬ
政治的にも極めて有効であろうと述べた。

上記に対する内書記官は本国政府の取次ぐ
へいと答えた。
なお後刻わが方より9月17日米国がハナマ屋河地帯にハナマ
2. 本土、沖縄間マジロ回線開設について

次に、岸山参事官より別添トキシヘ一
八一を内書記官へ手交して、本計画の概要を
説明。上、本件は沖縄側 特に大田主席より
の要望に基くものである。

(1) 計画案そのもの: 異議かいかずか否か、
(2) 琉球政府による主費、一部負担につれて
異議かいかずか。
外務省

5
9. 二度もつづて 未側。回報を得たい、と述べ
たところ、「ス」は 事件と米氏政府等に 1月21日上
げて、回答を出すべき旨を約した。

辛山参事官とキット参事官(4)書記官
同道)の公談字首

(昭35, 11, 16)

1. 沖縄。学校にて日本国旗掲揚問題

題

辛山より えきは 未側に 申入れに 本件

問題に 關し 本国政府より 不等 Reaction

ありやと たずねたところ、「キ」は 本提案

は既に ワシントンに 報告済みであり、多く

好意的 検討が 加えられたものと思

2. 何等かの 回答あれは 連絡すべし

と答えた。

大臣秘書官
 2月18日
 沖縄議會
 アジア長
 並びにアズ
 沖縄の学校における国旗掲揚 11月12日
 35-12-16 実行
 本件につき11月18日ワシントンにおけるハーバー
 大臣ハーバー、アズ長官会談にて取上げられ、更に10
 月26日三方より在京大臣領事より実現の方へ
 あわせ3、今般孫運璿特使よりアジア長官
 12月5日付來信より、沖縄議會長より
 三位國務院より陳情があつたとて、陳情の趣旨
 もつとよりは体露呈にとよび然しへく而實方申請

外務省

した。
 12月11月より 12月9日及び14日在京米
 大使領キット参事官にかけ、上記の次第を伝え、
 (後刻キット参事官)
 並びに本件実現方に对于韓民族問題したところ、マ
 ッカーサー大使は ワシントンにおいては目下大統領選
 11月に伴う考慮から本件のことは大統領に任せ
 たとして在る。実現困難から11月20日付にて、改
 尚 国務省に付し本件実現方に对于勧告を宛てた
 旨来報載した。

外務省

日の丸を掲げよう（運動項目）

1. 新正に一本化された始めての正月を迎えて、全統的に日の丸を掲げよう運動を行なう。運動は十二月一日をもつて始めする。

2. 1月1日～3日間各戸各学校共に日の丸をかみげる。各学校で日の丸を掲揚して新年式を行なう。

3. 正月三日間各行う。元旦は各学校で日の丸を購入する。

4. 1月1日～3日間各戸各学校共に日の丸をかみげる。各学校で日の丸を購入する。

5. 1月1日～3日間各戸各学校共に日の丸をかみげる。各学校で日の丸を購入する。

6. 1月1日～3日間各戸各学校共に日の丸をかみげる。各学校で日の丸を購入する。

7. 1月1日～3日間各戸各学校共に日の丸をかみげる。各学校で日の丸を購入する。

8. 1月1日～3日間各戸各学校共に日の丸をかみげる。各学校で日の丸を購入する。

9. 1月1日～3日間各戸各学校共に日の丸をかみげる。各学校で日の丸を購入する。

10. 1月1日～3日間各戸各学校共に日の丸をかみげる。各学校で日の丸を購入する。

11. 1月1日～3日間各戸各学校共に日の丸をかみげる。各学校で日の丸を購入する。

12. 1月1日～3日間各戸各学校共に日の丸をかみげる。各学校で日の丸を購入する。

13. 1月1日～3日間各戸各学校共に日の丸をかみげる。各学校で日の丸を購入する。

14. 1月1日～3日間各戸各学校共に日の丸をかみげる。各学校で日の丸を購入する。

15. 1月1日～3日間各戸各学校共に日の丸をかみげる。各学校で日の丸を購入する。

16. 1月1日～3日間各戸各学校共に日の丸をかみげる。各学校で日の丸を購入する。

17. 1月1日～3日間各戸各学校共に日の丸をかみげる。各学校で日の丸を購入する。

四実施方法

1. 1月1日～3日間各戸各学校共に日の丸をかみげる。各学校で日の丸を購入する。

2. 1月1日～3日間各戸各学校共に日の丸をかみげる。各学校で日の丸を購入する。

3. 1月1日～3日間各戸各学校共に日の丸をかみげる。各学校で日の丸を購入する。

4. 1月1日～3日間各戸各学校共に日の丸をかみげる。各学校で日の丸を購入する。

5. 1月1日～3日間各戸各学校共に日の丸をかみげる。各学校で日の丸を購入する。

6. 1月1日～3日間各戸各学校共に日の丸をかみげる。各学校で日の丸を購入する。

7. 1月1日～3日間各戸各学校共に日の丸をかみげる。各学校で日の丸を購入する。

8. 1月1日～3日間各戸各学校共に日の丸をかみげる。各学校で日の丸を購入する。

9. 1月1日～3日間各戸各学校共に日の丸をかみげる。各学校で日の丸を購入する。

10. 1月1日～3日間各戸各学校共に日の丸をかみげる。各学校で日の丸を購入する。

11. 1月1日～3日間各戸各学校共に日の丸をかみげる。各学校で日の丸を購入する。

12. 1月1日～3日間各戸各学校共に日の丸をかみげる。各学校で日の丸を購入する。

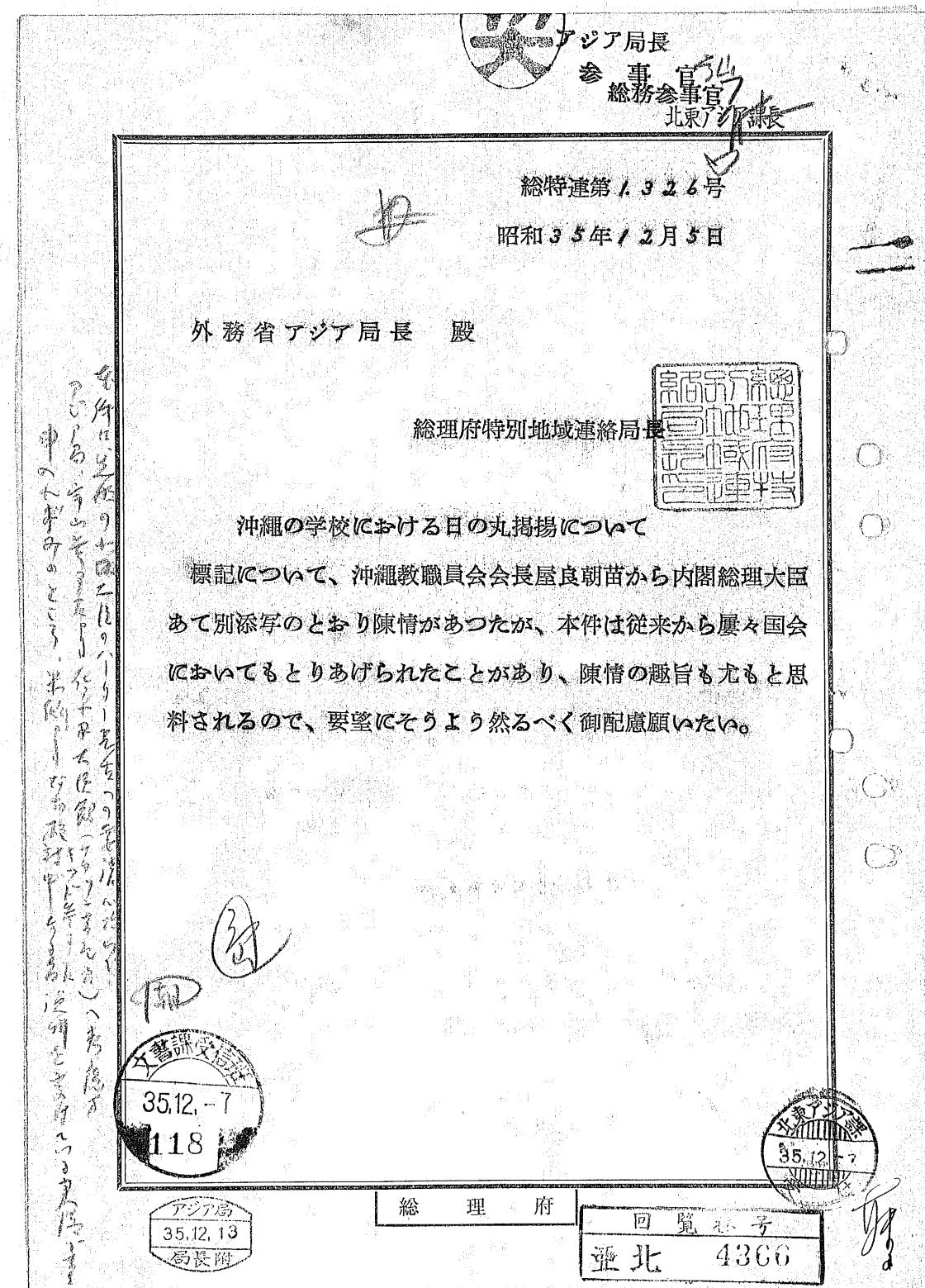
13. 1月1日～3日間各戸各学校共に日の丸をかみげる。各学校で日の丸を購入する。

14. 1月1日～3日間各戸各学校共に日の丸をかみげる。各学校で日の丸を購入する。

15. 1月1日～3日間各戸各学校共に日の丸をかみげる。各学校で日の丸を購入する。

16. 1月1日～3日間各戸各学校共に日の丸をかみげる。各学校で日の丸を購入する。

17. 1月1日～3日間各戸各学校共に日の丸をかみげる。各学校で日の丸を購入する。



沖教職発第一七八号

一九六〇年十一月十九日

沖縄教育委員会長

屋良朝南

總理秘書官室

總理秘書官室



總理秘書官室

總理秘書官室

日本政府總理大臣 池田勇人殿

学校における日の丸掲揚について

最近、日本政府の積極的な御援助によりまして沖縄教育も段明るいさしが見えてまいりました。

特に心配されていました指導委員の派遣も実現して下さつて過られた沖縄の教育が日に日に充実発展しつゝあることは全く政府並びに貴下の御尽力の賜と厚くお礼申し上げます。

さて、ごく沖縄では長年新と旧の正月があつて二回も元旦を迎えていましたが、政府文教局の新生運動の勃起があつて新年に一本化されることになりました。

一九六一年の門出は全八十五万住民があげて祝賀できるといふことで非常な喜びにひたつているところであります。

新しい門出を祝う意味で毎年各家庭では戸籍に日の丸をかみげておりますが、学校では布令(四四号)(集成刑法)の二二三〇によりまして弁務官の許可がない限り掲揚できないふになつております。私たちには却下され連しでも諦めるわけにはいけませんのちまゝりました。が残念などとにいつも却下されているのであります。政府の中央教育委員会へ改めて掲揚力を要請致しましたとおりまでの例年本会や各学校では弁務官宛許可申請を行つて下さい。金額一枚で可決し、弁務官へ許可申請をすることになります。政府の中央教育委員会へ改めて掲揚力を要請致しましたとおりの金額一枚で可決し、弁務官へ許可申請をすることになります。

ましに
一方、別紙のよろに民間諸団体で、日の丸掲揚運動を起すと
になつており、かつてない盛大な元旦を迎えるとしておりま
す。申す迄もありませんが、一昨年から教育基本法の前文に、
われらは日本国民として、一とはつきり教育の目標が示され
日本国民の教育にあたつて、いるのであります。従つて同じ領土

において当然日の丸をかかげてもいふという考え方であります。
去る十一月六日沖縄で開かれた九州各県对抗陸上競技大会での
国旗掲揚の際は戦後はじめの国民的感激で選手始めスタンダード

の觀衆は涙をうかべた程です。
十五年も祖国がら切り離された私たちは祖国を豪傑する日の
丸は心のよりどころであり、教育者としての生情からせひ学校
の掲揚は大いに好んでの日の丸を掲揚して正月を迎えたと切望致す誠意であります。

す。どうか沖縄全住民のこのねがいを汲んでいたが、貴政府
並びに貴下の特別の御考慮をもつて米国政府或いはブルース弁務
官へ御折衝下さいますようお願い申し上げます。

附記
布令第一四四号二二二〇
合衆國以外の国の国旗又は軍旗は、政府、官舎又は構内で
これを掲揚し、使用し又は公的に甚しくは政治的性質を有
する集会又は行列でこれを使用することはできない。
但し、民政副長官の特別の許可を得た場合にこの限りで

政務次官
 事務次官
 沖縄にあけた國旗掲揚場日等の件
 36-10-20 等
 1. 10月10日慶祝院外務委員会にかけ戸田義
 貞から、外務大臣にかけ、(1) 沖縄では日本の
 休日は公共建物に日本国旗を掲揚すること
 が認められた旨であるのに、憲法発布記念日の
 みだけ認められてない。(2) 沖縄の防波堤
 の日本への渡航を商事新潟が抑えている
 こと、港湾の改善方針ありたいと要望した。
 同日当方より在京大使館(サターン書記室)に対

外務省

3348

し。日本政府の要請にてキャラウル商事新潟
 1. 位官方申入いた。
 2. 本日サターン書記室本丸にかけ次の通り回答
 (1) 米側は琉球政府が沖縄の休日として指定
 した日に国旗掲揚を認めてないが、琉球記
 念日は休日として指定されてない。琉球
 政府が憲法記念日を休日に指定すれば、
 米側はこれに、同日に日本国旗掲揚を認めた
 用意がある。
 (2) 米側は沖縄人の日本への渡航は了承する
 が、これは全然手配の方針をとつてあり、
 常犯の復讐だとかその理由で不許可とする

外務省

3

はない。勿論沖縄にかけた生入国は庶務省
元の責任事項の一つであるが、同僚書類の
審査をすることは必要であるが、その審査は朝
本通り差別化は行われない。

3. よって本通り、わが方にあつて上記2.の次
方を発表してよいかと質問したところ、左方は差々
元でと答えた。

上述の次方と芦ヶ瀬原に伝える件連絡中
であつて、当方としては何か具体的な事例で不
当なものあるは「更に本側で詮谷う所がある」とある。

外務省アメリカ局長

アメリカ局長

参事官



北米課長と
総南連第107号

昭和40年1月18日

総理府特別地域連絡局長 殿

那覇日本政府南方連絡事務所長

ワトソン高等弁務官の日本国旗及び日米関係
に関する在琉米軍要員あて通達ならびに日米
共同声明に関するステートメントについて

標記資料のテキスト各5部別添送付する。

なお、15日夜本官北条次長と米側リセプションに出席せる際

ワトソン高等弁務官他幹部と懇談したが、米側は15日ワントン

より日米共同声明の英文が到着したので從来検討しあいた線に沿い高等弁務官声明を発出したものであると語つていたので御参考までに申し添える。

本信写送付先 外務省アメリカ局長(付属物各1部)

| 要処理要連絡 | 件 |
|--------|---|
| 課長上 | 科 |
| 政科 | 司 |
| 務科 | 司 |
| 総務科 | 司 |
| 渡辺平 | 科 |
| 大崎吉津 | 科 |
| 中田藤田 | 科 |
| 後藤 | 科 |



総理府

United States Civil Administration
of the Ryukyu Islands
Public Affairs Department
Naha, Okinawa
APO San Francisco 96248
72911 ext: 32

NMS RELEASE: 65-20

January 15, 1965

To Editors: This unofficial Japanese translation of attached news release is provided to assist you.

○ ジョンソン米大統領と佐藤日本首相による共同声明に關するアルバート・ラッサン工、高等弁務官のステートメント

○ 琉球列島高等弁務官アルバート・ラッサン中将は、ジョンソン大統領と佐藤首相の会談終了後発表されたコミュニケに關して左記の通り声明を發表した。

○ 私は大統領と首相の会談が終了後発表されたコミュニケを深い関心をもつて読みました。私はこのコミュニケによって日米両国の協力と親善が一層強化されることを知り心強く思うと同時に、又、両国間には共通の関心をもつて解決に努力しなければならない幾多の問題が存することを痛感しております。私はこのコミュニケを建設的なものであると考えている人はと共に喜んでおりあります。或る人達は当地におけるアメリカの軍事施設が極東の平和を維持する上で如何に重要なかを知らないのであります。日本とアメリカの指導者たちは遺憾ながら現在、軍事施設が必要であることを認めてゐるのです。ジョンソン大統領は佐藤首相や琉球住民と同様、良き日の到来を切望していることはつきり述べております。

○ 私としましても同じ気持ちをもつて居るのであります。
しかし、私たちの究極の理想が実現されるまでの期間、私たちはやるべき仕事をあるのであります。こういう仕事のうちには経済を発展させ、住民の福祉を向上させる目的で計画されているものもあります。現在、着手されているものもありますが、まだやるべきことが沢山あります。私たちは特に計画を立てたり、資金を調達したり、仕事をしたりしなければなりません。ワシントンにおける日米会談の精神にそつて米政府はさらに機能上の権限をできるだけ速やかに琉球政府に委譲すると言う現在の計画を今後も進めていくつもりであります。民政府は又、資金や資源を利用して、琉球住民福祉を最大限度に増進するため今後も努力をつづけるつもりであります。

現在、民政府と琉球政府がたてておられる長期開発計画を遂行するために民政府

は今後琉球の経済を発展させ、住民の生活水準を大幅に向上させるために必要な経済援助を本国政府に要請するつもりであります。民政府は必要な基盤と有効に消化し得る能力にてらしそせるだけ多額の援助が得られるよう日本政府と十分協力していくつもりであります。私たちは単に経済援助のみならず、日米両国が琉球住民の福祉を増進するため協力し得るその他、すべてのことについて、日本政府とできるだけ協力していきたいと思つております。

完

**United States Civil Administration
of the Ryukyu Islands**
Public Affairs Department

Please Note Date
AFO San Francisco 96248
Naha, Okinawa
72941 ext: 32

FOR IMMEDIATE RELEASE:

NEWS RELEASE: 65-20
January 15, 1965

**HIGH COMMISSIONER ALBERT WATSON II ISSUES STATEMENT
REGARDING THE JOINT COMMUNIQUE BY U.S. PRESIDENT
JOHNSON AND PRIME MINISTER SATO OF JAPAN**

The High Commissioner of the Ryukyu Islands, Lt. General Albert Watson, II, made the following statement in regard to the communique issued at the conclusion of the discussion between President Johnson and Prime Minister Sato.

"I have read with deep interest the communique issued at the conclusion of the conferences between the President and the Prime Minister. I am heartened by the clear evidences it contains of the strengthening of the partnership and friendship between our two great nations and I am impressed with the wide range of problems with respect to which the United States and Japan have a common interest and approach. I rejoice with those who found the communique constructive. Some people have failed to realize how important the American military installations here are for the peace of the Far East. The leaders of Japan and the United States acknowledge the present need while at the same time regretting it. The President has made it clear that he shares the earnest desire of the Prime Minister and the people here for the advent of yet a better day. I also personally share this sentiment.

For the present and the foreseeable future, we all have work to do while awaiting the realization of our ultimate dreams. Some of this work is projected for us in terms of expansion of the economy and promotion of the welfare and well-being of the people. Some of this work is already being done. But much more remains to be accomplished. We have plans to make, funds to find, work to do."

"In the spirit of the Washington discussions, the U.S. Civil Administration will continue its present program of transferring additional functional authority to the Government of the Ryukyu Islands as rapidly as feasible. The Civil Administration will also continue to enhance the welfare and well-being

1
(Over)

of the Ryukyuan people to the maximum extent permitted by the availability of funds and other resources. To carry out the long-range development plans now being formulated by the Civil Administration and the Government of the Ryukyu Islands, the Civil Administration will request U.S. economic assistance in the amount necessary to keep the economy moving forward and to insure a continued substantial rise in the standard of living of the Ryukyuan people. "The Civil Administration will cooperate fully with the Government of Japan in the provision of economic assistance from that source in the maximum quantity that meets the standards of need and the capability of efficient absorption. We will cooperate to the fullest degree with the Government of Japan not only on matters of economic aid, but on all other matters in which the United States and Japan can work together to promote the welfare and well-being of the inhabitants of the Ryukyu Islands." (END)

文書開票

| | | | | |
|-------|--|--------------------------------------|---------|-------------------|
| 公信番号 | | 在米 第 | 公信 号 | 昭和 年 月 日 |
| 大 臣 | | 主 管 | アメリカ局長 | 起案 昭和40年1月23日 |
| 政務次官 | | 参 事 官 | | |
| 事務次官 | | | | |
| 外務審議官 | | | | |
| 首 房 長 | | 主 任 | 北米課長 | 西禁音 上林 電話番号444 |
| | | | | |
| | | | | |
| 受信者 | | 發信者 | 在米 武内大使 | |
| 送付先 | | (希望発送日) | | |
| 件名 | | 沖縄における日本国旗事件の関連 高級弁務官の在沖縄全軍に対する通達 | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| GA-2 | | 27 | 9 | 外務省 |
| | | | | 回観番号 |

在米大使館

昭和40年1月27日

在米大使殿

外務大臣

沖縄における日本国旗事件の関連
高級弁務官の在沖縄全軍に対する通達

本年元旦 沖縄における米兵による日本国旗
持ち去り事件が発生した。米軍は直ちに
犯人を検挙し、本人と2被害者空き房
此国旗を返却し謝罪せしめ、軍として之處
憾の意を表明したが、高級弁務官は更に
沖縄における軍の最高司令官とし

外務省

全軍に付し日本國旗を尊重す旨旨

添の通り圓満した事取てあるから参考

未記入

付属物添付